

平成30年9月市議会 総務委員会資料

第84号議案 長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例

	ページ
1 条例案の概要	1~2
2 条例制定までの経過	3
3 地域コミュニティのしくみづくりの概要	4~10
4 モデル事業の概要と進捗状況	11~18
5 今後のスケジュール	19

企画財政部
平成30年9月

1 条例案の概要

(1) 条例案の主な内容

(目的)

第1条

長崎市よかまちづくり基本条例の趣旨にのっとり、住民等、地域コミュニティ連絡協議会及び本市の役割を明らかにし、本市の支援及び地域コミュニティ連絡協議会の認定等に関し必要な事項を定め、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与することとする。

(定義)

第2条

住民等、地域コミュニティ連絡協議会、地域におけるまちづくり等についての用語の意義を定める。

(住民等の役割)

第3条

住民等は次のことに努めるものとする。

- ・自らの地区への関心を高める
- ・地域におけるまちづくりの推進に向けた取組みへの参加と協力

(地域コミュニティ連絡協議会の役割)

第4条

地域コミュニティ連絡協議会は次のことに努めるものとする。

- ・まちづくり計画に基づく事業の立案及び実施
- ・地域コミュニティ連絡協議会内の情報共有及び相互連携
- ・地区内の住民等に対する情報発信
- ・地域コミュニティ連絡協議会への参加促進
- ・自治会をはじめとする地区内の団体の公益的な活動への参加促進

(市の役割)

第5条

市の役割は次のとおりとする。

- ・地域コミュニティ連絡協議会の自主性及び自立性を尊重する
- ・地域におけるまちづくりの推進のために必要な施策を講じる

(市の支援)

第6条

市は、地域コミュニティ連絡協議会による地域におけるまちづくりの推進又はまちづくり計画の実現のため、次の支援を行う。

- ・ 財政上の措置
- ・ 人材の育成
- ・ 情報の提供
- ・ 連携・交流の促進
- ・ その他必要な支援

(地域コミュニティ連絡協議会の認定等)

第7条

地域コミュニティ連絡協議会の認定要件は次のとおりとする。

- ・ 活動区域が、市立の小学校の通学区域又は連合自治会の区域を基礎とする区域
- ・ 地区を代表する団体で、地区の様々な課題に対応できる
- ・ 規約又は会則を有する
- ・ まちづくり計画を策定している

(施行期日等)

- ・ 平成30年11月1日から施行する
- ・ この条例の施行状況等を勘案して、検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする

<参考>

長崎市よかまちづくり基本条例

(まちづくりの基本理念)

第3条 私たちのまちづくりの基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 豊かな自然や歴史と文化を守り、活かしながら、だれもが訪れたくなる魅力あるまちづくり
- (2) 地域や人がつながり、だれもが安全・安心に暮らせる住みやすいまちづくり
- (3) 被爆の実相や体験を継承し、平和を発信し続けるまちづくり

(まちづくりの基本原則)

第4条 私たちのまちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 情報共有の原則 市民、議会、市長等が、まちづくりに関して情報を出し合い共有すること
- (2) 参画の原則 市民が、まちづくりに主体的に参画すること
- (3) 協働の原則 市民、議会、市長等が、まちづくりにおいて協働すること

2 条例制定までの経過

年度	取組状況
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティのしくみづくりプロジェクトにおいてしくみづくりの方向性検討の開始
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティあり方委員会の設置 (H24～26 年度) ・ 地域コミュニティ活性化事業 (H24～26 年度)
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティあり方委員会より、地域の取り組みの方向性及び長崎市の支援策の方向性について報告書提出 ・ 地域での勉強会等の開催支援 (H26 年度～)
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティ推進審議会の設置 ・ 地域活動の担い手等人材育成等の講座の開催 (H27 年度～)
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域を支えるしくみ(地域コミュニティのしくみづくり、サテライト機能の再編成)の基本的な考え方について、市長による地域説明会開催(11月～12月、市内10ブロック) ・ 地域コミュニティのしくみの素案作成 ・ 地域コミュニティ連絡協議会設立及びまちづくり計画策定に向けた話し合いの場づくり開催支援 ・ 2月議会総務委員会において所管事項報告
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域を支えるしくみの素案について、市長による地域説明会開催(4月～6月、市内17ブロック) ・ 小学校区ごとの地域説明会開催(H29年6月～H30年7月、69小学校区) ・ 長崎市地域コミュニティ推進審議会において意見聴取(全体会4回、部会3回) ・ 地域コミュニティ連絡協議会設立及びまちづくり計画策定に向けた話し合いの場づくり開催支援 ・ 9月、11月及び2月議会総務委員会において所管事項報告
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会からの意見を踏まえ、モデル事業の実施及び検証 ・ 地域づくり・人口減少対策特別委員会(6月、8月)において説明

3 地域コミュニティのしくみづくりの概要

(1) 背景

社会の状況

- 人口減少、少子化・高齢化
- 一人暮らしや高齢者世帯の増加
- 生活スタイル・価値観の多様化

暮らしやすいまちであり続けるためには



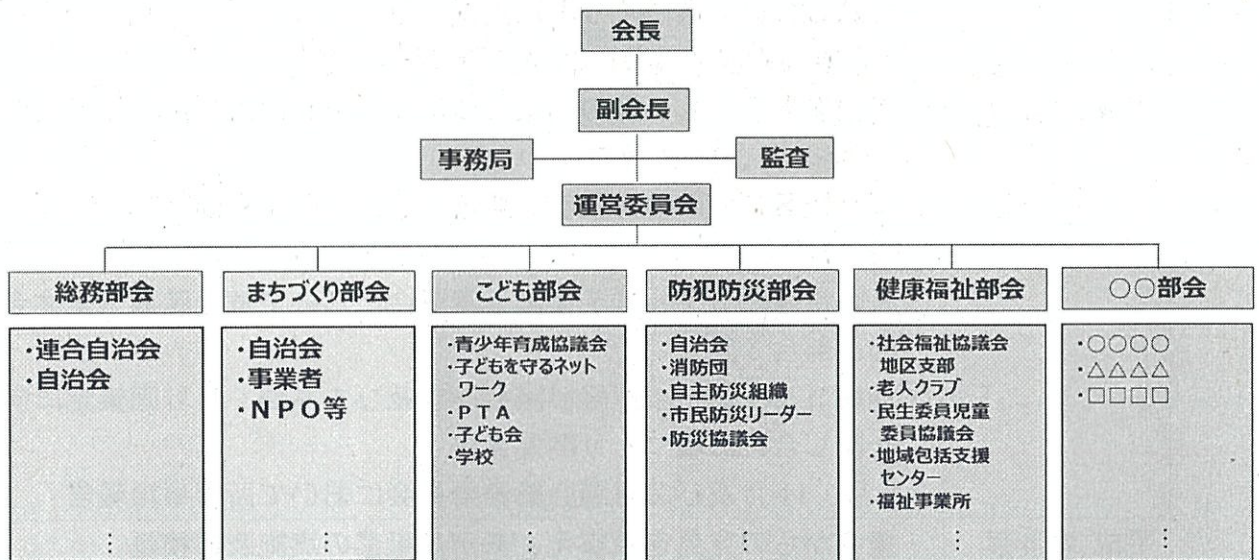
地域の力がとても大切

(2) 目指す地域の姿

地域課題を自分たちで解決できる地域
(地域に必要な取り組みを、地域全体で話し合い、実行している)

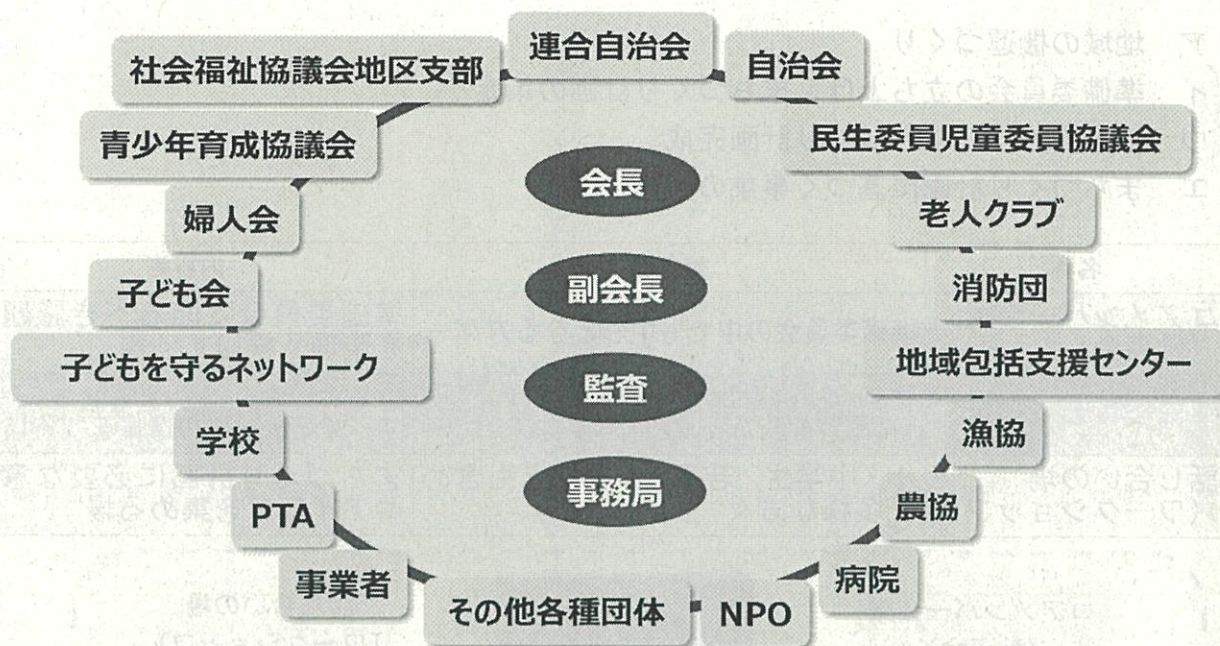
(3) (仮称) 地域コミュニティ連絡協議会の組織体制 (イメージ図)

ア 部会型



※構成団体名は一例です。また、各部会は地域の実情に合わせて設置していただきます。

イ ネットワーク型



※構成団体名は一例です。

(4) (仮称)地域コミュニティ連絡協議会の認定要件(案)

ア 概ね現行の小学校区又は概ね連合自治会の区域を活動範囲とするものであること

イ 当該地区を代表する組織で、様々な地域課題に対応できること

(ア) 活動範囲内の自治会の8割以上が加入していること

(イ) 連合自治会、青少年育成協議会、子どもを守るネットワーク、PTA、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区支部、学校等、相当数の地域の団体等が加入していること

ウ 会員にはその地区に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること

エ 自主的・自立的に地域課題の解決に向けた活動を行うこと

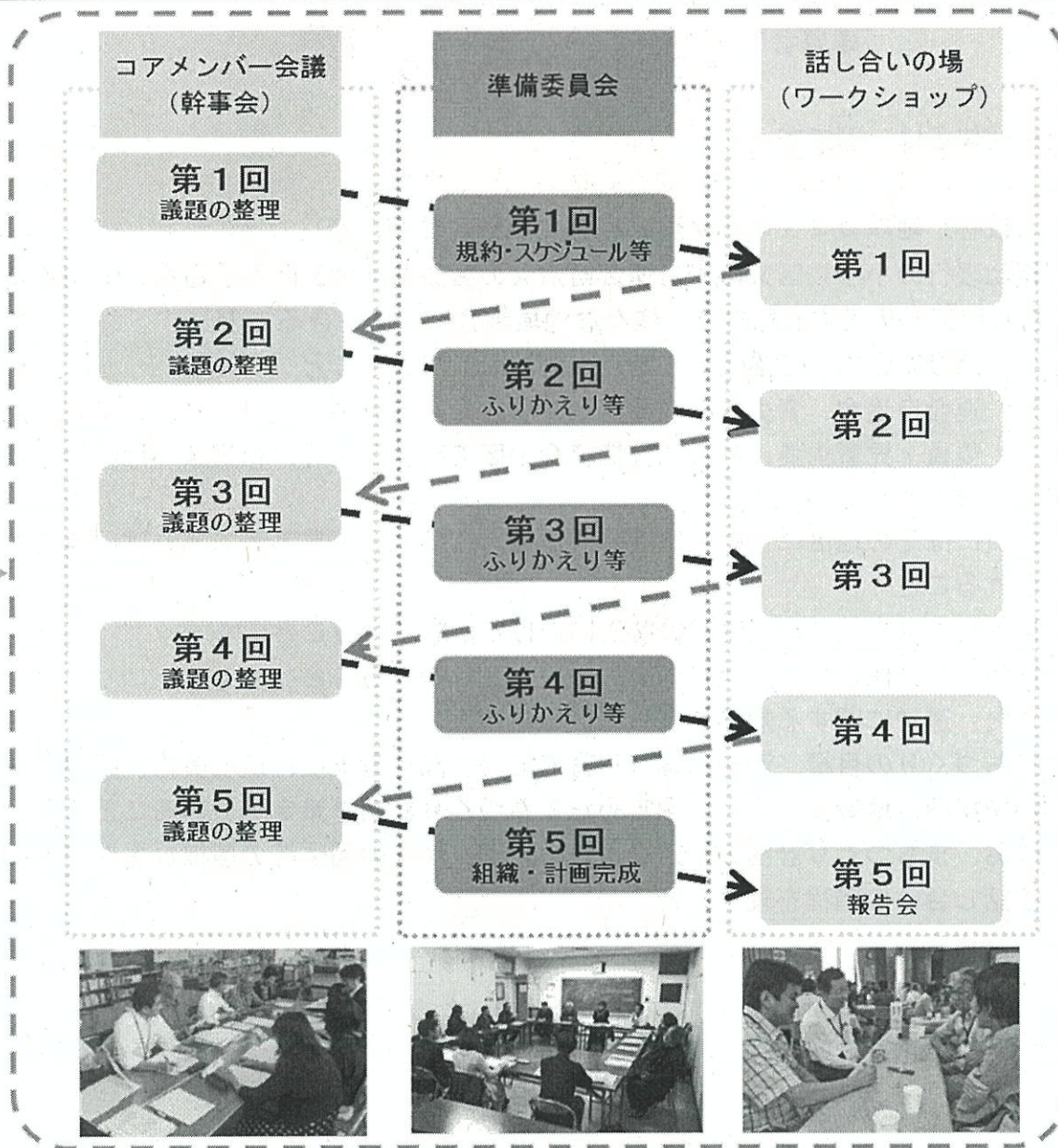
オ 透明性が確保され、かつ、民主的な運営が行われること
また、運営に関する規約を有していること

カ まちづくりの目標、活動内容(子育て支援、高齢者支援、環境美化、防犯・防災、地域振興、地域交流等)等を定めたまちづくり計画を策定していること
なお、まちづくり計画の策定にあたっては、地域の団体等の多様な主体が参加する話し合いの過程を経ること

(5) (仮称)地域コミュニティ連絡協議会設立・まちづくり計画策定までの流れ

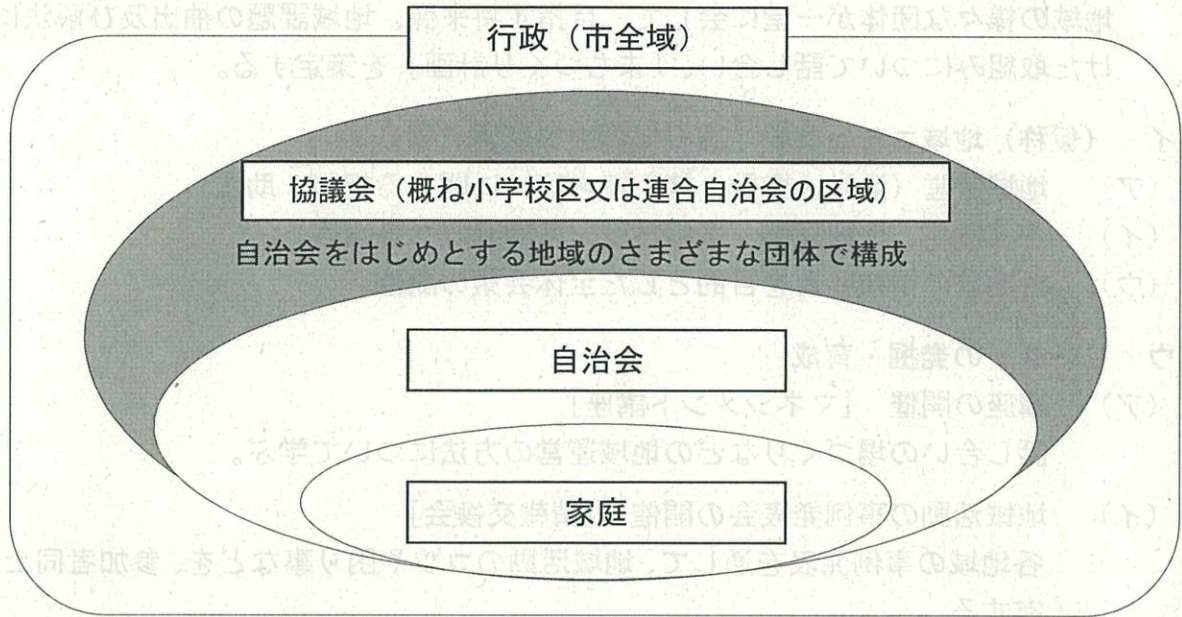
- ア 地域の機運づくり
- イ 準備委員会の立ち上げ、まちづくり計画の策定
- ウ 協議会設立、まちづくり計画完成
- エ まちづくり計画に基づく事業の実施

名称	対象者	内容等
コアメンバー会議 (幹事会)	準備委員会の中でも中心となる方々	準備委員会で図るべき議題等を整理、検討する場
準備委員会	地域の各種団体・事業者の代表者等関係者及びその他必要な方々	話し合いの場(ワークショップ)や、協議会設立の準備をする場
話し合いの場 (ワークショップ)	小・中学生、若手、女性なども含めた多様な方々	まちづくり計画に必要な意見やアイデアを集める場



※進め方や回数は地域の実情に応じて地域と相談しながら決めていきます。

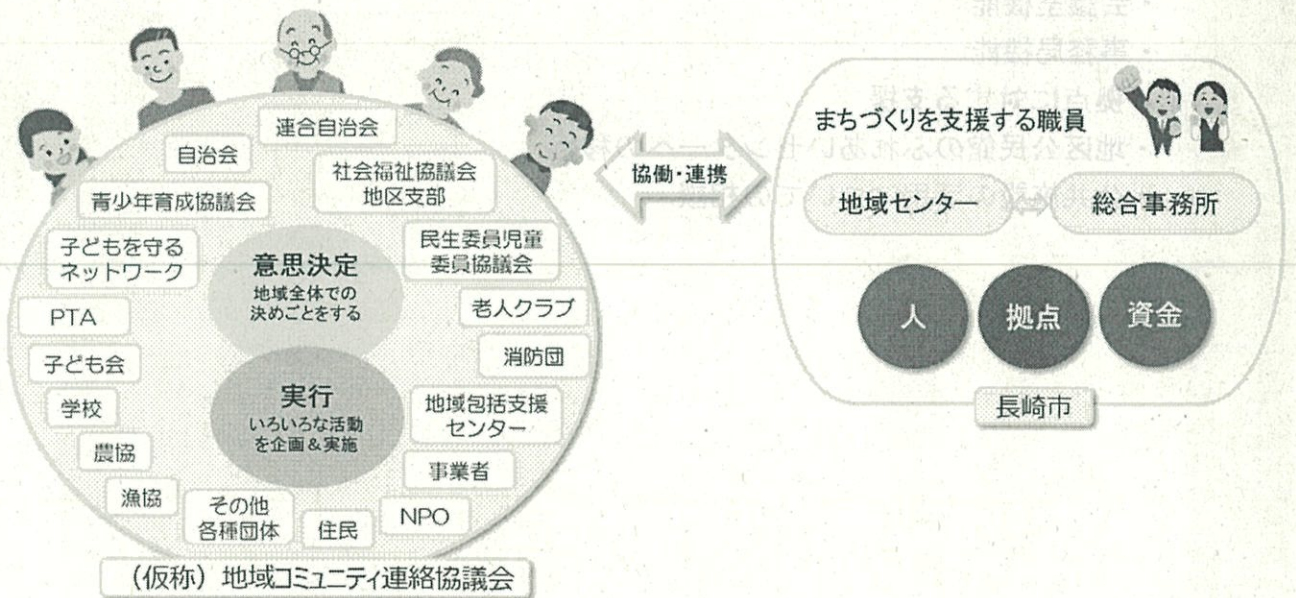
(6) (仮称) 地域コミュニティ連絡協議会と自治会



(7) 長崎市の3つの視点での支援

○地域に寄り添い、協働・連携しながら、人・拠点・資金の3つの視点で地域を支援

- ・住民みんながもっと参加する！
- ・団体同士がもっとつながる！
- ・地域と市役所がもっとつながる！



(8) 人に関する支援

ア (仮称) 地域コミュニティ連絡協議会の設立に向けた支援

地域の様々な団体が一堂に会して、目指す将来像、地域課題の抽出及び解決に向けた取組みについて話し合い、「まちづくり計画」を策定する。

イ (仮称) 地域コミュニティ連絡協議会の運営支援

(ア) 地域運営(活動、会計、諸手続き等)に関する相談・助言

(イ) 各種連絡、庁内調整、情報提供、各種会議への出席

(ウ) 各地域の情報共有を目的とした全体会議の開催

ウ リーダーの発掘・育成

(ア) 講座の開催 [マネジメント講座]

話し合いの場づくりなどの地域運営の方法について学ぶ。

(イ) 地域活動の事例発表会の開催 [情報交換会]

各地域の事例発表を通して、地域活動のコツや困り事などを、参加者同士で共有する。

(ウ) 先進地視察

先進的に取り組んでいる地域を地域のリーダー等とともに視察する。

エ まちづくりを支援する職員の資質向上

(ア) 相談支援 [地域コミュニティ活性化アドバイザー]

(イ) 職員研修 [まちづくり支援に関する研修]

(9) 拠点に関する支援

ア 拠点に必要な機能

・会議室機能

・事務局機能

イ 拠点に対する支援

・地区公民館のふれあいセンターへの移行

・公共施設の活用についての相談

(10) 資金に関する支援 モデル事業の交付金制度

ア 目的

地域の各種団体が連携した一体的な地域運営を財政的に支援する。

イ 交付対象

(仮称) 地域コミュニティ連絡協議会 まちづくり計画策定を要件

ウ 財源

地域振興基金

エ 上限額の算出方法

基礎割と人口加算割の合計額を交付金の上限とする

基礎割：各協議会に一律 500,000 円

人口加算割：各協議会の活動範囲の人口 1 人あたり 400 円

オ 交付対象事業

協議会が主催者となり、まちづくり計画に基づく自主的・自立的な地域課題の解決に資する事業

カ 交付対象外事業

- (ア) 国又は地方公共団体から他の制度による補助金等を受けて行う事業
- (イ) 宗教又は政治活動に関する事業
- (ウ) 専ら特定の企業又は個人の利益を追求することを目的とする事業
- (エ) 公序良俗に反する事業
- (オ) 暴力団又は暴力団員と関連のある事業

キ 交付対象経費

- ・事業費(「オ 交付対象事業」の実施に要する経費)と運営費(協議会の運営に要する経費)を対象経費とする。
- ・運営費の額は、交付金の上限額の 1/3 以内の額とする。ただし、運営費のみの申請はできないこととする。

※運営費とは、総会、役員会等の会議、事務局の事務(交付金の申請、案内文書の発送等)、拠点の維持管理等に要する経費をいう。

(11) 地域説明会・話し合いの場

ア 地域説明会・話し合いの場の開催状況

(平成30年8月26日現在)

項目	開催回数	参加人数
市長による地域説明・意見交換会	28回	1,971人
小学校区ごとの地域説明・意見交換会	171回	4,298人
協議会設立までの話し合いの場 (準備委員会、計画策定のワークショップなど)	227回	-
協議会設立後の話し合いの場 (役員会、部会、総会など)	73回	-

4 モデル事業の概要と進捗状況

(1) モデル事業の概要

ア 趣旨

長崎市では、市長の重点プロジェクトの1つとして、「地域コミュニティのしくみづくりプロジェクト」を掲げており、このプロジェクトでは、地域の主体性、自立性を尊重した地域コミュニティの活性化を推進するため、地域の各種団体が連携し、一体的な運営を行う地域を支える新しいしくみづくりを行っています。

このしくみとは、地域の各種団体の力を集める組織として、「地域コミュニティ連絡協議会」を設立していただき、その協議会に対して、市は、人・拠点・資金の3つの視点で支援していくというものです。

しくみを成案化し、全市的に広げるにあたりましては、モデル地区において、協議会による地域運営を支援し、しくみの立ち上げにおける課題の抽出や市の支援のあり方について、検証する必要があることから、モデル事業を実施しています。

イ モデル地区

市長が選定する式見、南長崎、土井首、深堀、茂木、横尾の6つの地区。

選定理由…平成29年度中に、協議会の設立及びまちづくり計画の策定が見込まれ、平成30年度当初からの事業実施が可能な地区を選定しています。

ウ 検証事項

- (ア) 地域コミュニティを支えるしくみの立ち上げにおける課題の抽出
- (イ) 市の支援のあり方

エ 検証期間

平成30年4月2日～平成30年10月31日（事業期間は1年間）

オ 事例紹介等

他地区から要望があった場合の事例紹介対応及び「わがまちみらい情報交換会」における取組み発表をしていただきます。

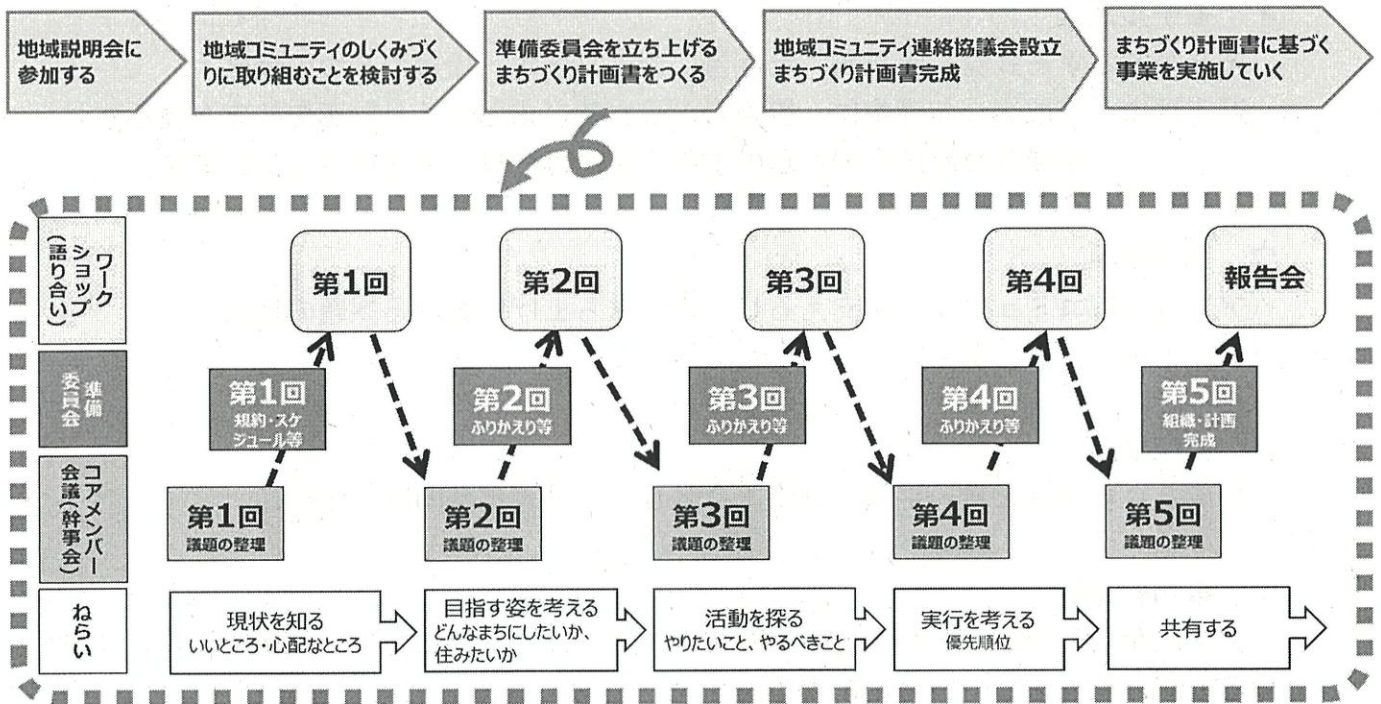
(2) モデル地区における地域コミュニティ連絡協議会設立までの過程

協議会	幹事会等回数	準備委員会回数	計画策定ワークショップ		会議合計回数
			回数	延参加者数	
式見	20	4	7	399	31
ダイヤランド	4	6	2	141	12
土井首	20	7	6	687	33
深堀	6	5	4	266	15
茂木	6	1	7	385	14
横尾	10	7	5	276	22

モデル事業の協議会設立までの平均会議回数 約 21 回

モデル事業の協議会設立までに開催されたワークショップの 1 協議会あたり延べ平均参加者数 359 人

(参考)



名称	対象者	内容等
ワークショップ (語り合い)	小中学生、若手、女性なども含めた多様な主体。準備委員会より人数を拡大。 50~100人程度	・まちづくり計画書に必要な意見やアイデアを集める場
準備委員会	地域の各種団体・事業者の代表者等関係者及びその他必要と思われる者 15~50人程度	・(仮称)地域コミュニティ連絡協議会の母体となる組織 ・ワークショップで出された意見やアイデアを基にまちづくり計画書を策定する場
コアメンバー会議 (幹事会)	準備委員会の中でも中心となる者 3~10人程度	・準備委員会で図るべき議題等を整理・検討する場

(3) モデル地区の概要

地区	式見地区		南長崎地区		土井首地区		深堀地区		茂木地区		横尾地区		
名称	式見地区コミュニティ連絡協議会		ダイヤモンドまちづくり連絡協議会		土井首地区コミュニティ協議会		深堀地区コミュニティ協議会		茂木コミュニティ連絡協議会		横尾小学校区コミュニティ連絡協議会		
設立年月	H30. 3. 30		H15. 5. 27 (H30. 2 見直し)		H29. 3. 18		H30. 2. 16		H27. 5. 26		H30. 3. 31		
活動区域	小学校区		小学校区		小学校区		小学校区		小学校区		小学校区		
活動区域の人口 (100人単位)	3,000		4,900		15,000		6,700		4,700		7,300		
交付金の上限額	1,700,000		2,460,000		6,500,000		3,180,000		2,380,000		3,420,000		
交付金の申請額/ 変更申請	1,655,000	1,655,000	649,000	699,000	5,274,000	-	3,180,000	3,180,000	1,627,000	1,807,000	3,300,000	-	
交付決定金額/ 変更後の金額	1,655,000	1,655,000	649,000	699,000	5,274,000	-	3,180,000	3,180,000	1,627,000	1,807,000	3,300,000	-	
交付決定日/ 変更日	H30. 4. 25	H30. 6. 15	H30. 5. 2	H30. 8. 7	H30. 5. 2	-	H30. 5. 7	H30. 8. 24	H30. 4. 27	H30. 7. 4	H30. 4. 25	-	
構成団体数	連合自治会 1、単位自治会 16、他 22 計 39 団体		連合自治会 1、単位自治会 5、他 31 計 37 団体		連合自治会 1、単位自治会 14、他 29 計 44 団体		連合自治会 1、単位自治会 16、他 16 計 33 団体		連合自治会 1、単位自治会 14、他 13 計 28 団体		連合自治会 1、単位自治会 11、他 29 計 41 団体		
加入自治会数	16/16		5/5		14/14		16/16		14/14		11/12		
加入自治会の割合	100%		100%		100%		100%		100%		91%		
体制	【部会型】 ①子育て・青少年育成部会 ②高齢者部会 ③地域・産業振興部会 ④生活環境・防犯・防災部会		【部会型】 ①防犯部会 ②防災部会 ③交流部会 ④整美部会 ⑤広報部会		【部会型】 ①総務部会 ②自然を活かしたふるさとづくり部会 ③元気で安心な暮らしづくり部会 ④次世代へつなげる人づくり部会 ⑤ふれあいセンター運営部会 (実行委員会) ①みんなでつながる”どいくのび祭り”実行委員会 ②どいのくび健康マラソン大会実行委員会		【ネットワーク型】 ①深堀地区連合自治会、②市社会福祉協議会深堀支部、③深堀地区老人クラブ連合会、④深堀ペーロン協会、⑤深堀地区消防団、⑥深堀婦人会、⑦深堀地区民生児童委員協議会、⑧深堀校区少年補導員深幸会、⑨深堀小学校、⑩深堀小学校育友会、⑪深堀中学校、⑫深堀中学校PTA、⑬深堀中学校区青少年育成協議会、⑭深堀小学校区子どもを守るネットワーク、⑮深堀地区ふれあいセンター運営委員会、⑯長崎市深堀・香焼包括支援センター、⑰深堀地区ボランティア団体		【部会型】 ①総務部会 ②産業振興・交流部会 ③子育て・青少年育成部会 ④福祉・健康部会 ⑤生活環境・安全安心部会		【部会型】 ①事業統括部 ②子ども育成部 ③安心・安全部 ④健康福祉部 ⑤環境・歴史文化部		
まちづくり計画	目指す姿 (将来像)	夕日の輝き 子どもは元気 つながり強き ～この町どこなの？式見なの！～		安全で安心して住めるまち づくり		愛いっぱい 自然と子ども を育むまち 土井首		大きな家族だ、よかばい深堀！		朝日が昇る 活気と笑顔あふれる うまか MOGI ～こんな近くに訪れたいまちがある～		笑顔でつながる ALL 横尾	
	分野	①子育て・青少年の健全育成 ②健康・福祉 ③地域活動・交流 ④地域・産業振興 ⑤生活環境・防犯・防災		①防犯 ②防災 ③交流 ④整美 ⑤広報		①きずな ②自然環境 ③産業 ④生活 ⑤安全安心 ⑥子ども ⑦後継者の育成		①全般 ②防犯防災 ③まちづくり ④地域の異世代がつながる ⑤児童対策 ⑥高齢者対策		①地域活動や地域振興、交流・企画 ②産業の振興 ③子育てや青少年育成 ④福祉や健康 ⑤生活環境や地域の安全安心		①事業統括 ②子ども育成 ③安心・安全 ④健康福祉 ⑤環境・歴史文化	
	策定時期	平成 29 年 4 月		平成 30 年 3 月		平成 30 年 1 月		平成 30 年 2 月		平成 28 年 11 月		平成 30 年 3 月	

(4) モデル地区の意見等

ア まちづくり計画の策定段階

- ・課題解決に向けた事業に関する様々なアイデアが生まれた。
- ・これまで地域でたくさんの事業をやってきたが、集まって話してみると若手から新しい良い意見やアイデアが出た。
- ・いろいろな人の多様な意見にふれることができた。
- ・各種団体が行っている活動の把握及び情報共有ができた。
- ・これまでに話し合いに来なかった新しい人が来るようになった。
- ・これまでに取り組んできた事業などを整理することにつながった。
- ・話し合いの回数が増えてたいへんだが、その中で、まちづくりに対する住民等の機運は高まっていった。
- ・まちづくり計画の作り方がわからないところから始めたが、みんなで意見を出し合うことで作ることができた。
- ・最初の段階で、人を集めるのに苦労した。
- ・会議の案内など資金面での負担があった。

イ 協議会の設立段階

- ・協議会の設立により、みんながやりたいことや、すべきことを協議会のみんなで決めて実行することができるようになった。
- ・地域の中核となる自治会が構成団体となることで、地区内の様々な主体に関わってもらうことにつながった。
- ・PTA 活動を行う中ではこれまであまり関わりがなかった民生委員・児童委員や地域包括支援センター、社会福祉協議会地区支部、老人クラブなどの団体との関わりが増えた。
- ・情報共有及び情報発信の拡大化・迅速化が図られた。
- ・体制や事業はしっかり時間をかけて検討し、協議会設立までの過程を地区内で、情報共有することが重要だ。
- ・一例として、部会制は役割分担ができるなどの利点はあるが、他の部会の動きが見えにくいなどの課題があることもわかったので、より組織内の情報共有をすることが必要である。
- ・協議会のしくみがあることで、学校の人事異動で校長が代わっても、地域とのつながりが継続し関われるようになった。
- ・新たな組織ができることで会議の回数が増える上、すでに多くの事業に取り組む中で、新たな事業を行うことができるか心配した。
- ・新たに発生する経理事務などについて不安があった。

ウ 事業の計画・実施段階

- ・優先度や重要度など、地区の実情に応じた事業の整理ができた。
- ・みんなの声を聴いていたら、たくさんの事業が出てきた。
- ・新規事業は少ないが、やりたいと思っていたが予算がなくてできなかった事業や人手が足りなくてできなかった事業などを計画することができた。また、既存の取組みを拡充して行う事業もある。
- ・部会が思ったよりもうまくいかないことで慌てる必要はなく、できるときに取り組んでいくという気持ちで、みんなで話を進めていければ良い。
- ・住民ニーズを把握し、自分たちで事業を決めることで、自主性と自立性が育まれ、活動に参加する人が増えた。
- ・事業の企画や実施の際に、担い手が増えたことで、役割分担ができ、負担軽減につながった。
- ・地区内の親睦と地区への思いを共有することにつながった。
- ・市内の他地区や市外先進地への視察を通して、事業の企画・実施に関するアイデアやヒントを得ることができた。
- ・ふれあいセンターを拠点とすることで、情報が集まりやすくなり、情報発信や情報共有に役立った。
- ・課題解決のためには、資金が必要なものもあるため、財政的な支援があるとありがたい。
- ・役割分担することで、今までよりも多くのことに取り組むことができた。
- ・ペーロン大会を協議会が主催することで、これまでよりも多くの人に関わるようになった。
- ・たくさんの意見を出してもらったが、絞り込みがたいへんだった。
- ・交付金に関して、公金の使い方についてわからないところがある。
- ・事業を実施するにあたり、人手が不足するのではないかと心配だった。

(5) 検証結果

今回6つのモデル地区の協議会設立までの動き、併せてまちづくり計画の策定、また設立後の状況から次のことを検証できた。

ア 協議会設立までの動き

- ・協議会の設立に向けての動きは、説明会の開催がスタートとなるため初動は連合自治会長をはじめ、自治会長からの参加の呼びかけが不可欠であり、自治会の力が非常に重要である。
- ・話し合いの中で、「今のままでは、地域は先細りしてしまう。これをチャンス

に捉え、これまで参加していなかったような人を集めて、地域の話し合いをしてみよう！」というチャレンジの声から第一歩が始まる。地域での共感を得られるようしっかりとした説明が重要である。

- ・コアメンバーの会議では、自分のまちの未来を考えてもらう話し合いの場に、できるだけ多くの人に参加してもらうためにはどういう呼び掛けをするかが課題となる。
- ・何度も協議を重ねる中で、行政を含む、地域の様々な団体の横の繋がりが強くなると共に信頼関係が育まれていった。

イ まちづくり計画の策定

- ・多くの住民、団体、事業者、学校などの参画で開催したまちの将来像を話し合う場を通して、まちづくりに関わる当事者意識が芽生えていった。参加者の感想も、「自分のまちをもっと好きになった」から「まちづくりに自分は何ができるか考えて実行したい」と具体的にになっていった。これらのことからわかるように、「みんなでまちの将来を考えて意見交換する」というこの過程が非常に重要である。
- ・新しい出会い、発見、発想が生まれた。「5年先、10年先、地域がどうなっていてほしいか」というまちの将来像から考えることで、自分たちが大切にしてきたことの再確認やこれから取り組まなければならない地域の課題の整理ができた。
- ・多くのまちづくりの当事者が生まれることで、まちづくり計画に基づく事業の実行が可能となるので、計画を策定する段階で、「自分たちにできること」という主体的な行動につながるような意見を出し合うことが重要である。
- ・誰が何をやるのかしっかりと決めておく必要がある。

ウ 協議会設立後の動き

- ・協議会の母体となる団体は各地区様々で、それぞれの地区の実情や特徴を反映した組織作りとなっている
- 式見地区：連合自治会
南長崎地区：まちづくり協議会
土井首地区：連合自治会
深堀地区：連合自治会と社会福祉協議会地区支部
茂木地区：活性化実行委員会
横尾地区：連合自治会と青少年育成協議会
- ・協議会の事務局が、会議に関する事務や連絡調整を行うことで、協議会の運営を円滑に進めることができた。

- ・まちづくり計画に基づく事業を組み立てていく中で、事業が増えることで、負担が増すかもしれないと不安だったが、新しい人材が見つかり役割分担ができた。
- ・交付金の使い方についてのマニュアル整備や会計事務に関する説明会を行う必要がある。

(6) モデル地区以外の今後の課題と対応

ア 地域での話し合いを始める前の段階

【課題】

- ・より多くの地域の団体や住民の理解を求めるために、さらに幅広い対象に対するしくみの説明が必要である。
- ・「地域を支えるしくみ」の目的や効果について、さらに詳細な説明が必要である。
- ・連合自治会への未加入自治会が多い地域などでは、話し合いの場づくりから取り組む必要がある。

【対応】

- ・「地域を支えるしくみ」について理解を深めてもらうために、取組みを進めている地区の具体的な紹介や先進地視察等を実施するとともに、様々な地域の団体や住民に対しより幅広い範囲での説明会を開催する。
- ・連合自治会等との連携による各種団体への呼びかけや話し合いの場の開催支援を行う。

イ 地域での話し合いを始めた段階

【課題】

- ・まちづくり計画策定の過程では複数回の会議が必要となるため、参加等の負担が生じる。
- ・話し合いの場の開催に係る会議費用や通信費など、資金面での負担が生じる。
- ・話し合いの場の案内チラシや報告書の作成などのノウハウが必要である。
- ・協議会の組織構成や具体的な事業、まちづくり計画などについて、より詳細な検討材料が必要となる。

【対応】

- ・話し合う過程が重要であることから会議の回数を減らすことは難しいが、会議のプログラムの提供や進行など話し合いの場の開催支援を行う。
- ・協議会設立に向けた準備経費についての補助金の整備を行う。
- ・案内チラシや報告書のひな形の提供、議事録の作成など具体的な支援を行う。

- ・モデル地区や他都市の具体的な事例の詳細な資料を提供するとともに、先進地視察を実施し意見交換の場を設ける。

ウ まちづくり計画の実施に向けた段階

【課題】

- ・まちづくり計画の企画・実施のためには、まちづくりの新たな担い手が必要である。
- ・地域のまちづくりに市職員がもっと深く関わってほしいという強い要望がある。

【対応】

- ・多くの団体や住民が参画する話し合いの場の開催などを通して、新たな人材の発掘につなげる。また、地域のリーダー等を対象とした研修など人材育成の支援を行う。
- ・総合事務所や地域センターに地域のまちづくりを支援する担当職員を配置するとともに、総合事務所に配置している土木技術員、保健師、ケースワーカーは地区担当制にして地域の課題に対応している。これらの職員が地区ごとにチームとなり地域と関わることで、顔が見える関係をつくり、地域との連携がさらに深まるよう、今後も努めていく。
- ・話し合いの場づくりには、その地域に居住する市職員の参加を促す。

(7) 地域におけるまちづくりの推進について

ア 話し合いの過程の重要性

話し合いの過程を通じて、地域への思いを新たにでき、自分に何ができるのかを考えるきっかけにつながり、まちづくりの機運が高まった。また、これまで地域の活動に参加していなかった新しい人材の発掘にもつながった。

イ 協議会の体制の効果

自治会をはじめ様々な団体や事業所、企業等で構成する地域コミュニティ連絡協議会を設立することで、地域のことをみんなで決めてみんなで実行する体制が強化された。

ウ 支援の必要性

話し合いの場の企画や運営、地域コミュニティ連絡協議会がまちづくり計画に基づく事業を円滑に実施するためには、まちづくりを支援する職員の配置が必要である。また、地域のまちづくりの担い手に対する人材育成に向けた支援や、事業を実施していくための、財政上の支援が必要である。

5 今後のスケジュール

